

【障害児福祉手当】 申請に必要な提出書類について

- 1 障害児福祉手当 認定請求書
- 2 障害児福祉手当 所得状況届
- 3 障害児福祉手当 振込依頼書
- 4 診断書（所定の診断書様式）
- 5 個人番号カード（もしくは個人番号が記載された住民票の写し）
（※ 個人番号が不明な場合でも、手当申請は可能です。）
- 6 本人名義の通帳

※郵送による申請の場合は、

「個人番号(マイナンバー)」を1及び2の所定欄にご記入いただければ、5の提出は不要です。
「振込先金融機関情報」等を3の所定欄にご記入いただければ、6の提出は不要です。

【備 考】

- 1 手当が認定となる場合、申請いただいた翌月分からの支給となります。
必要書類が全て揃った日が申請日となります。
 - 2 申請は郵送でも可能です。
 - 3 認定・却下については後日郵送で通知します。
通知までおおむね1か月半～2か月いただいています。
 - 4 手当の支払は年4回です。認定の場合、初回の支払まで時間をいただきます。
申請後、入所・入院される場合には、手当担当者まで、連絡をお願いします。
認定・却下の結果の通知前でも連絡をお願いします。また、入所中は申請できません。
 - 5 個人番号が記載された住民票の写しの場合、下記の身分証明の書類の提示が必要です。
(運転免許証、パスポート、障害者手帳等、写真の表示等の措置が施されているもの。もしくは、健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証明書等の書類を2つ以上。)
- ※法定代理人が申請する場合は、その資格を証明する書類及び代理人確認のため、下記の身分証明の書類の提示が必要です。
(運転免許証、パスポート、障害者手帳等、写真の表示等の措置が施されているもの。もしくは、健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証明書等の書類を2つ以上。)